

半田空の科学館・半田市体育館  
管理業務仕様書

令和8年5月

半田市

# 管理業務仕様書

以下の資料は現在行っている、保守点検業務や、委託業務の仕様書です。  
指定管理者においては、これら業務の内容を把握するとともに、最低限これらと同等の管理業務を実施してください。

## ①施設管理業務

- (ア) 警備業務関係（別紙仕様書No.1）
- (イ) 清掃業務関係（別紙仕様書No.2）
- (ウ) 植栽庭園管理業務関係（別紙仕様書No.3）

## ② 設備管理業務

- (ア) 空調設備保守点検業務関係（別紙仕様書No.4）
- (イ) 消防設備保守点検業務関係（別紙仕様書No.5）
- (ウ) 電気設備保守点検業務関係（別紙仕様書No.6）
- (エ) 自動ドア保守点検業務関係（別紙仕様書No.7）
- (オ) 昇降機保守点検業務関係（別紙仕様書No.8）
- (カ) 照明灯具電動昇降装置保守点検業務関係（別紙仕様書No.9）
- (キ) 建築物定期調査・定期検査業務関係（別紙仕様書No.10）
- (ク) 舞台機構保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.11）
- (ケ) ホール舞台照明設備保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.12）
- (コ) プラネタリウム機器定期保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.13）
- (サ) 展示物保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.14）
- (シ) 移動式ドーム開閉装置保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.15）
- (ス) 大型天体望遠鏡保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.16）
- (セ) 小型望遠鏡保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.17）
- (ソ) ピアノ保守点検業務関係（科学館）（別紙仕様書No.18）
- (タ) 電動式防球ネット保守点検業務関係（体育館）（別紙仕様書No.19）
- (チ) 排煙・高窓開閉装置保守点検業務関係（体育館）（別紙仕様書No.20）
- (ツ) バスケットゴール保守点検業務関係（体育館）（別紙仕様書No.21）
- (テ) 体育施設年間行事調整業務仕様書（体育館）（別紙仕様書No.22）

# 警備保障業務仕様書

別紙仕様書No.1

## 1. 対象施設

半田空の科学館・半田市体育館 半田市桐ヶ丘四丁目210番地

## 2. 使用回線及びシステム

一般公衆回線（常時断線監視機能付き）を使用するシステム

## 3. 業務の種類

### （1）防犯サービス

○上記の警報機器等によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受診したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行うものとする。

### （2）火災監視サービス

○上記の警報機器等によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行う。

## 4. 業務時間

### （1）防犯サービス

○休館日及び閉館時間（21：30～9：00）

### （2）火災監視サービス

○終日

# 清掃業務仕様書

別紙仕様書No.2

本仕様書は、清掃作業等の大要を示すものである。また、半田市が半田空の科学館・半田市体育館同等の施設に係る清掃業務を委託する際の標準的な条件となっている。

指定管理者は清掃業務について第三者に委託することが可能であり、本仕様書は第三者に委託する場合に必要な条件等を記載したものであるため、指定管理者が実施する場合も、この仕様書と同等の条件で業務を実施するものとする。

なお、現場の状況に応じて本仕様書に記載されていない事項であっても、建物及び施設保全又は美観上必要と認めた作業について、指定管理者または清掃業務受託者は契約金額の範囲内で発注者(以下「担当係員」という。)の指示に従い実施するものとする。

(総 則)

## 1. 清掃業務期間

毎年4月1日～翌年3月31日

## 2. 清掃範囲

別紙「清掃業務基準表」の範囲とする。

## 3. 諸手続き事項

本委託を契約締結したときは、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

### (1) 作業責任者届

1部を提出する。併せて業務に従事する作業員の履歴書及び写真各1部を提出して承認を得ること。

### (2) 作業明細書

速やかに1部を提出すること。

### (3) その他

上記以外で特に必要な場合には、担当係員の指示により必要書類を提出すること。

## 4. 作業員

### (1) 作業員は心身健康な人を2名常駐させること。

この中から作業責任者1名を定めるものとする。

### (2) 業務期間中における常駐作業員の変更はなるべく行わないこと。やむを得ず変更するときは変更届を提出し、担当係員の承認を得た後に行うものとする。

### (3) 常駐作業員が休暇又は病気等により欠勤する場合は、受託者の責任において代替要員を派遣するものとする。

### (4) 常駐作業員について、勤務状態の不良その他の理由により担当係員が不相当と認めた場合は、変更を求めることがある。

(5) 常駐作業員は、所定の作業服及び名札を着用するものとする。

#### 5. 作業責任者の職務

作業責任者は、本仕様書に基づき館内の環境状態及び業務内容を的確に掌握し、作業員を指導監督しうる能力を有する者で、業務を円滑に遂行するため、担当係員と緊密な連絡調整及び各作業の全体調整を行うものとする。

#### 6. 作業計画及び報告書等の提出

(1) 作業実施にあたっては、本仕様書に基づき、担当係員と調整の上、作業内容と日程を示した月間作業計画書を作成し、原則として前月の25日までに担当係員の承認を得るものとする。

(2) 指定管理者は、提出された月間作業計画書を変更又は修正することができる。

(3) 受託者は、日常及び定期清掃終了後、清掃作業報告書を担当係員に提出して承認を受けるものとする。

#### 7. 作業の日程

(1) エントランスホール・ふれあいホール・プラネタリウムホール・展示室・事務室及びソフト制作室並びに体育館ホール等、入館者や職員が通常使用する箇所の清掃は、主として開館時間外に行うこととし、開館時間中に行う場合は、人の少ない時間帯に行うものとする。

開館時間は、原則として次のとおりとする。

火曜日から日曜日 午前9時00分から午後9時30分

(2) プロジェクションギャラリー・プラネタリウムホール音響室・舞台・天体観測所・事務室及びソフト制作室等の専用区域の清掃を実施する場合は、事前に担当係員の承認を受けるものとする。

#### 8. 消耗品等の負担

(1) トイレットペーパーは指定管理者支給とし、ビニール袋、防臭剤、各種洗剤薬液、雑きん等の消耗品及び諸経費等は受託者の負担とする。

これらは引火性、毒性等の危険性がなく、かつ清掃箇所の材質に最も適した品質良好なものを使用する。支給消耗品の保管管理は、受託者が責任を負うものとし、常に点検して不足分を補充する。

(2) 業務に使用する機械器具類は、すべて受託者の負担とする。

#### 9. その他

(1) 作業員は、管理者の品位を傷つけることのないよう努めるものとする。

(2) 作業中の安全及び衛生管理には十分注意し、万一事故が生じた時は、受託者の責任において処置するものとする。

(3) 作業中、故意又は過失により施設、備品類を破損、汚損した場合は、担当係員に報告の上、受託者の責任において原形復旧するものとする。

(4) 火災予防上、火気の使用には厳重に注意し、指定管理者が実施する防火訓練に参

加するものとする。

- (5) 早朝及び夜間の出入りは、あらかじめ必ず担当係員の連絡指示を受けるものとする。
- (6) 清掃道具は、必ず所定の場所に整理格納し所定以外の場所には置かないものとする。
- (7) 電気・水道の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。

(一般仕様)

## 1. 日常清掃

### (1) 作業日及び作業時間

ア. 作業日 休館日を除く毎日

イ. 作業時間 午前7時30分から午後4時30分まで

※休館日は原則として次のとおりとする。

1) 月曜日(この日が祝日の振替休日に該当する場合はその翌日)

2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

※ 業務の都合により休館日をあらかじめ他の日に振替えることがある。また、管理者の事情や勤務状況などにより多少時間帯を変更することもある。更に管理者が必要とする場合、超過勤務を指示することもあるが、これに要する費用は一切本委託に含むものとする。

※提案等により変更の可能性あり。

### (2) 作業の要領

別紙の「清掃業務基準表」に基づき、次の要領で実施すること。ただし、この基準表は作業の標準を示したもので汚れのひどい箇所、日常ひんぱんに使用する箇所は、随時必要な清掃を行い、常に清潔な状態を維持するものとする。

#### ア. 床 面

容易に移動し得る備品類は移動させ、床面の材質を十分考慮して実施する。エポキン樹脂系防ジン塗装ヌリ、モルタル金コテ、表面硬化剤塗などは、自在ほうきでほこりを除去する。また、25角、45角モザイクタイルは、モップで水ふきをする。ニードルパンチカーペット、畳は、真空掃除機で除じんをする。このほか100×200炉器質タイル等(5種類)は、自在ほうきで除じんした後、化学雑きんでよくふくこと。

#### イ. カウンター、手すり、壁等

ほこりを除去した後、乾いた布で空がきをする。また、汚れがひどい時は、洗剤等を使用し、適切な方法により汚れをふきとること。

#### ウ. 鏡、とびらのガラス類

湿り気を少し含んだ雑きんでふき、むらや曇りのないようにみがくこと。

#### エ. 茶がら類の処理

茶がら類は収集し、処理後は容器を洗浄し復元する。

オ. ダストボックス、くず入れの処理（館内及び敷地内）

ダストボックス等は、常時清掃する。ゴミ類は、適切な方法により集中処理すること。

カ. ゴミ類の搬出及び収集（館内及び敷地内）

集中処理したゴミ類は、不燃物、可燃物にそれぞれ区分して所定の場所に収集すること。

キ. 洗面所、シャワー室、便所

衛生陶器は、柄付たわし等を用い専用洗剤で洗浄する金属部分は、スポンジ又はタオルを用い専用洗剤で洗浄する。衛生陶器内の汚水が詰まった場合は、応急処置して担当係員に報告する。汚物入れは、内容物を処理して洗浄、消毒する。トイレトペーパー及び手洗い用水石けんは、適宜見回って取替え補充すること。洗面台は、雑きんで水ふきすること。

ク. コーナーテーブル、椅子、机等の備品類

ほこりを除去した後、乾いた布で空ぶきすること。

ケ. 館内鉢植えの散水及び手入れ

プラントボックスは、汚れをふきとり適宜散水を行い葉等にほこりがついてないように注意すること。

## 2. 定期清掃

### (1) 作業日及び作業時間

#### ア. 作業日

別紙の「清掃業務基準表」に基づいて、作業の性質等に応じて決められた作業日により、実施するものとする。

#### イ. 作業時間

原則として日常清掃と同様とする。

### (2) 作業の要領

別紙の「清掃業務基準表」に基づき、次の要領で実施するものとする。

#### ア. 床面

カーペット類は毎年1回適切な方法により、クリーニングを行う。このほかについては十分にほこり、ゴミの汚れを除去した後、床材に応じて洗浄仕上げ又は洗浄ワックス仕上げを行うこと。

ワックスは材質に適した良質の乳化性又は樹脂性を使用しなるべく滑らないようにつや出し仕上げする。年1回は、全体的に床面のあかははく離作業を行うこと。

#### イ. 窓ガラス

内外面の汚れを除去し、曇り等を十分にふきとる。特に高所は安全かつ最も

効果的な方法により行うこと。

ウ. 照明器具

ほこりを払いタオルを用いて水ふきする。ヤニ等は、中性洗剤を使用して汚れを除去し水ふきをする。洗剤で汚れの落ちない場合は、アルコール等の溶剤で除去し水ふきする。ただし、アルコール類を使用する場合は、十分注意しながら作業をすること。

エ. 天井等高所

ほこりを除去した後、材質に応じて水ふき又は空ふきをすること。

オ. いす

布地張りのものは、ブラシをかけてほこりを除去し、汚れは薬品等でふきとる。ビニール地のものについては洗剤等で汚れを除去し水ふきした後、品質に応じた薬品を塗布すること。

カ. エアーフィルター

エアーフィルターは、月一回とり出してほこりを真空掃除機で除去する。ヤニ等の汚れがひどい場合は、タオルによる水ふきを行うこと。

キ. 敷地内植樹の散水

適宜散水を行うこと。

ク. 敷地内植樹の雑草取り

適宜雑草取りを行うこと。

ケ. 敷地内見回り清掃

玄関付近、一般駐車場及び自転車置場は特に注意して清掃を行い、その他についても適宜清掃を行うこと。

コ. 側 溝

適宜清掃を行うこと。

3. 清掃面積

(1) 床面積（材質別）

空の科学館

100×200炉器質タイル	368.48㎡
	(外部43.00㎡)
ビニルアスベストタイル	320.28
ニードルパンチカーペット	249.07
張ナラ集成材（ア）18貼（舞台）	130.81
エポキシ樹脂系防ジン塗装ヌリ	
長尺塩ビシート	555.02
25角モザイクタイル（便所）	55.06
モルタル金コテ（電気室、機械室）	28.50

計 1,707.22㎡

体 育 館

フローリングボード（ア）18ポリウレタン塗装

（アリーナ、卓球室、体育室） 2,809.93㎡

畳 敷 （体育室） 22帖 35.00

長尺塩ビシート 1,298.93

45角モザイクタイル（便所、シャワー室） 111.42

表面硬化剤塗（ファンルーム、ボイラー室） 15.99

計 4,271.27㎡

合 計 5,978.49㎡

(2) 窓ガラス面積

空の科学館 外 部 343.00㎡

計 390.00㎡

内 部 47.00㎡

体 育 館 外 部 883.00㎡

計 887.00㎡

内 部 4.00㎡

合 計 1,277.00㎡

4. 作業対象外の場所

- (1) 空の科学館内の倉庫は作業の対象としない。
- (2) 空の科学館の各階機械室及び地階の消防用ポンプ室、電気室並びに体育館の2Fボイラー室等は作業上危険が伴うので作業の対象としない。
- (3) 空の科学館内の彫刻（木彫）は作業の対象としない。

以 上

# 植栽庭園管理業務仕様書

別紙仕様書No.3

1. 業務名 庭園管理業務
2. 委託期間 毎年4月1日～翌年3月31日
3. 委託場所 半田市桐ヶ丘四丁目210番地  
半田空の科学館・半田市体育館
4. 業務内容

工 種	摘 要	作業回数
1. 樹木刈込	低木(アララギ)	年1回
	低木(アベリア)	年1回 (隔年)
2. 樹木施肥	低木(アララギ・アベリア・クロガネモチ)	年1回
3. 病虫害防除	高・中・低木	年2回
4. 芝生刈込	344㎡	年2回
5. 芝生施肥	344㎡	年2回
6. 芝生目土入	344㎡	年1回
7. 地被類施肥	ヘデラハリックス	年1回
8. 樹木剪定	高木(屋外照明灯の支障となる高木のみ)	年1回

5. その他

- (1) 作業の実施については、季節及び樹木等の生育状態を把握し行うこととする。

# 空調設備保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.4

半田空の科学館・半田市体育館の空調設備保守点検業務委託契約書に定める業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1. 冷暖房の運転切り換えは各1回（年2回）とする。
2. 契約期間内において、設備の故障又は動作等の不良が起きた場合は、速やかに対応すること。また、その場合の作業料金は無償とする。但し、消耗品等の交換部品は実費を支払うこととする。

## 半田空の科学館・半田市体育館空調設備保守点検表

機 械 名	台数	保 守 点 検 項 目	回数
冷温水発生機 80RT (矢崎製)	1台	外観点検	4
		電気系統絶縁測定	4
		真空試験	4
		保護リレー作動試験	4
		各ポンプの点検	4
		炉筒、排管の点検	4
		燃焼制御機能確認	4
		主送風機、バーナー点検、燃焼調整	4
		燃焼制御機能確認	4
		操作盤点検清掃	4
		凝縮器汚れ点検	4
		水漏れ点検	4
		ガス漏れ点検	4
		各保護装置の点検調整	4
		冷媒スプレーポンプ溶液循環点検	4
		運転データ採取	4
その他空調保守に必要な点検整備	4		
冷却塔 120RT (日本スピンドル製)	1基	水槽清掃	2
		ストレーナー点検清掃	2
		給水装置点検調整	2
		ファン電動機点検	2
		水抜き	1
		その他破損の有無点検	2
		送風機回転状態点検	2
空調調和器	3台	電動機回転状態点検	2
		ドレンパン、ドレン排水口点検清掃	2
		加湿スプレーノズル点検清掃	1
		自動弁作動点検調整	2

		Vベルト・プーリー点検	2
		エアフィルター清掃	4
空冷ヒートポンプ エアコン（2階） 1RT （三菱電機製）	1台	冷媒、油漏れ点検	2
		フィルター清掃	4
		ドレンパン、ドレン排水口点検清掃	2
		電気系統点検	2
		フィン・ファン汚れ点検	2
		異常音、異常振動確認	2
		Vベルト・プーリー点検	2
		各保護装置点検	2
		水漏れ点検	2
		外部清掃	2
		夏冬切替及び温度の設定	2
		総合試運転	2
		その他破損の有無点検	2
		膨張タンク 200L	1基
内部清掃	2		
外観点検	2		
ポンプ	8台	グランドパッキン点検	2
		カップリングゴム点検	2
		芯出し調整	2
		軸受点検	2
		異常音、異常振動確認	2
		圧力計、電流計の点検	2
給湯ボイラー	1基	外部清掃	4
		電気系統絶縁測定	4
		制御回路点検	4
		燃焼装置点検	4
		運転データ採取	4
		その他破損の有無点検	4
パッケージ型空調機 （レストラン系統） 5RT （三菱電機製）	1台	冷媒、油漏れ点検	2
		フィルター清掃	4
		ドレンパン、ドレン排水口点検清掃	2
		電気系統点検	2
		フィン・ファン汚れ点検	2
		異常音、異常振動確認	2
		水漏れ点検	2
		外部清掃	2
		夏冬切替及び温度の設定	2
		総合試運転	2

		その他破損の有無点検	2
除湿機（床置形）	1台	冷媒、油漏れ点検	2
		フィルター清掃	2
		ドレンパン、ドレン排水口点検清掃	2
		電気系統点検	2
		フィン・ファン汚れ点検	2
		異常音、異常振動確認	2
		各保護装置点検	2
		外部清掃	2
		総合試運転	2
		その他破損の有無点検	2
		ファンコイルユニット	6台
フィルター清掃	4		
ファン汚れ点検	4		
運転試験点検	4		
その他破損の有無点検	4		
送排風機	8台		
Vベルト点検		2	
翼車観点状態点検		2	
電動機回転状態点検		2	
接続部キャンバス破損点検		2	

# 消防設備保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.5

## 1. 点検内容、回数等

機器名	作業内容	科学館 数量	体育館 数量	合計	外 観・機 能	総合
消火器	※薬剤詰替え別途	17本	20本	37本	●	●
○	加圧送水装置(モーターポンプ)	1台		1台	●	●
	操作盤	1台		1台	●	●
	1号消火栓BOX及び格納箱	5基	9基	14基	●	●
	呼水装置	1式		1式	●	●
	起動用スイッチ	5個	9個	14個	●	●
	表示灯	5個	9個	14個	●	●
	連動試験(放水試験)	1式		1式		●
	常用電源			1式	●	●
	配線点検			1式		●
		ホース加圧試験			28本	
○	複合受信機P型(1級)	1台		1台	●	●
	感知器(定温式スポット型)	8個	5個	13個	●	●
	煙感知器	67個	89個	156個	●	●
	発信機 P型	6個	8個	14個	●	●
	表示灯	6個	8個	14個	●	●
	電鈴	6個	9個	15個	●	●
	消火栓起動連動操作(P型受信機)	1式		1式	●	●
	常用電源(P型受信機)	1式		1式	●	●
	予備電源(P型受信機)			1式	●	●
		配線点検			1式	
○ 漏れ	受信機	1台			●	●
	検知器	2個	1個	3個	●	●
	警報(ブザー・ベル)	1個		1個	●	●
	中継器(表示灯含む)	1式		1式	●	●

	予備電源	1 式		1 式	●	●
	常用電源	1 式		1 式	●	●
	配線点検			1 式		●
電	アンプ	1 台			●	●
	スピーカー（壁掛型）	4 個	2 個	6 個	●	●
	スピーカー（埋込型）	24 個	15 個	39 個	●	●
	常用電源	1 式		1 式	●	●
	予備電源	1 式		1 式	●	●
	スイッチ類	1 式		1 式	●	●
	起動装置（常用電源）			1 式	●	●
	配線点検			1 式		●
電	避難口誘導灯（20W）	11 台	7 台	18 台	●	●
	避難口誘導灯（40W）	6 台	12 台	18 台	●	●
	室内通路誘導灯（10W）	2 台	4 台	6 台	●	●
	客席誘導灯	25 台		25 台	●	●
	信号装置	1 式		1 式	●	●
	常用電源	1 式		1 式	●	●
	予備電源	1 式		1 式	●	●
	配線点検			1 式		●
	常用電源			1 式	●	●
電	連動制御盤（1-2回線）	1 台			●	●
	ダンパー(ヒューズ)	4 基	2 基	6 基	●	●
	排煙口	1 台		1 台	●	●
	排煙機	1 台		1 台	●	●
	吸煙口	6 台		6 台	●	●
	排煙機制御盤	1 台		1 台	●	●
	手動起動操作函	6 台		6 台	●	●
	常用電源	1 式		1 式	●	●
	予備電源	1 式		1 式	●	●
	配線点検			1 式		●
電 機	発電機（エンジン含む）	1 基		1 基	●	●
	始動装置	1 式		1 式	●	●

	自動制御盤	1 式		1 式	●	●
	負荷連動試験	1 式		1 式	●	●
	絶縁抵抗試験	1 式		1 式	●	●
	配線点検			1 式		●
電	電槽点検（電圧・比重・液温測定含む）	1 式		1 式	●	●
	充電装置	1 式		1 式	●	●
	絶縁抵抗試験	1 式		1 式	●	●
廢 び シ ャ タ ー 罐	連動制御盤（複合盤）	1 式		1 式	●	●
	煙感知器（3 種）	11 個	13 個	24 個	●	●
	防火扉（感知器連動）		6 基	6 基	●	●
	防火シャッター（感知器連動）		4 基	4 基	●	●
	ダンパー	6 基		6 基	●	●
	動作試験	1 式		1 式		●
	常用電源	1 式		1 式	●	●
	予備電源	1 式		1 式	●	●
	配線点検			1 式		●

## 2. 点検回数

- ① 機器点検 年2回
- ② 総合点検 年1回
- ③ 特定防火対象物 年1回

# 電気設備保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.6

## 1. 対象設備

半田空の科学館・半田市体育館 半田市桐ヶ丘四丁目210番地

名称	需要設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用予備発電装置	
			容量 (kVA)	発電電圧 (V)
半田市体育館 空の科学館	525	6,600	90	220

## 2. 点検内容

別添「保安全管理業務の細目及び基準」に定めるところによる。

## 3. 点検回数

年6回

## 保安管理業務の細目及び基準

### [保安業務の内容]

第1条 保安業務の内容は、電気事業法第42条第1項の規定により発注者の定める保安規程に基づき次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について設計の審査、並びに点検、測定及び試験を行い、法令で定める技術基準に適合しない事項がある場合は、必ず必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所轄官庁への提出書類又は図面の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (3) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、また発生の恐れがある場合には、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じ特別点検を行うとともに電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査に立ち合うこと。
- (5) その他保安規程の定められている事項

- 2 前項の保安業務のうち別表に定める電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行う。  
受注者は、発注者に対して必要な指示・助言及び記録等で確認を行うものとする。

### [点検、測定及び試験]

第2条 受注者が行う定期点検の回数は、次のとおりとする。

- (1) 月次点検（主として運転中の施設を点検することをいう。）  
毎月 1回（ただし、絶縁監視装置を設置の場合は、年6回とする）
- (2) 年次点検（主として停電により設備を停止状態にして施設の精密な点検、測定及び試験をすることをいう。）  
毎年 1回

- 2 別表に掲げるものはこの限りでない。

- 3 前2項以外の点検は、次のとおりとする。

- (1) 工事中の点検  
毎週 1回以上

[相互の義務]

- 第3条 発注者は、受注者が保安業務にあたり、受注者が指示した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、又は受注者が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。
- 2 受注者は、保安業務の実施にあたり、発注者と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

[相互の協議]

- 第4条 発注者は、次に掲げる場合には、事前に受注者と協議するものとする。この場合、発注者は、受注者の意見を尊重し、受注者は、発注者に協力するものとする。
- (1) 発注者が保安規程を変更しようとする場合。
  - (2) 発注者が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合。
  - (3) 発注者が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合。
  - (4) 発注者が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合。
  - (5) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は訓練を行う場合。
  - (6) その他保安上必要と認められる場合。

[通知義務]

- 第5条 発注者は次に掲げるときは速やかに、これを受注者に通知するものとする。
- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
  - (2) 事業場の名称または電気の保安に関する組織を変更した場合。
  - (3) 契約書第1条各号に掲げる事項を変更した場合。
  - (4) 契約書第1条の電気工作物の相続、譲渡等が行われる場合。
- 2 発注者は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合は、速やかに受注者に通知するものとする。

[電気保安責任者]

- 第6条 発注者は、保安規程第8条による電気保安責任者をあらかじめ定めるとともに、この契約の履行に関して受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の電気保安責任者に変更があった場合は、遅滞なく受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、電気保安責任者を受注者の行う保安業務に原則として立ち合わせるものとする。

[代行者]

第7条 受注者は病気その他やむを得ない事由により第1条の保安業務を行うことができない場合には、代行者をたて、その業務を行わせることができるものとする。

2 受注者は前項の代行者については、あらかじめ発注者に通知するものとする。

[事業場内の立入等]

第8条 受注者は、保安業務を行うため、発注者の事業場内に立ち入ることができる。この場合、受注者は、発注者が従業員等に対して定める服務規程を尊重するものとする。

[記録等の保持]

第9条 受注者は、必要に応じ記録の状況並びに書類及び図面の保存について、発注者に意見を述べることができる。

2 発注者及び受注者は、受注者が実施した保安業務の結果の記録等を、共に3年間保存するものとする。

(1) 巡視、点検、測定及び試験の記録

(2) 電気事故に関する記録

[備品等の整備]

第10条 発注者は、受注者と協議のうえ、発注者の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

## 別表

### 点検・測定及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検・測定及び試験
自動火災報知設備、漏電火災警報器、昇降設備のように点検・測定及び試験（以下「点検」をいう。）が法令による特定な資格を要するもの及びオートメーション化された機器等（太陽光発電設備を含む）のように特殊な専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限る。）以外の点検。
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線。	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外の点検。
密閉防爆機器等のように構造上点検できない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検。
高所部分、シールド室内、工事中のトンネル内等の電気設備など点検困難なもの。	現場において容易に点検を実施出来るもの以外の点検。
有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された不安全な場所での機器。	換気設備など設置された場所で、かつ安全が確認できる場所以外の点検。
業務の都合等、甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器。	全般。

# 自動ドア保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.7

## 1. 保守対象機種

株式会社ナブコ製DS-75型	1台
〃	ES-24型 1台

## 2. 保守点検整備の対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・ドアエンジン操作スイッチ及び検出スイッチ

## 3. 保守点検整備の内容

(1) 定期保守点検は次の項目とする。

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・ドアが当たっていないか、摺れていないか点検整備
- ・消耗度の著しい部品はないか点検及び取替え

(2) 不調時点検整備

受注者（以下「乙」という）は、発注者（以下「甲」という）の故障呼び出しに応じ、技術員を派遣して正常な状態に復帰させるものとする。この場合の費用は乙の負担とする。

## 4. 保守点検整備等物品の負担区分

保守業務に係る消耗部品（ヒューズ、潤滑油、各種締結部品）は乙の負担とする。

但し、保守以外下記の装置部品の取替え等を行う場合の費用は甲の負担とする。

（エンジン、コントローラー、戸車、レール、操作スイッチ及び検出スイッチ、連結機構、ガラス、サッシ、鍵錠等の建具類等）

## 5. 保守点検回数

年4回

# 昇降機保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.8

## 1. 契約の対象となる昇降機

- (1) 場所 半田空の科学館・半田市体育館内
- (2) 機種 油圧間接式乗用エレベーター 1台  
型式：EIN330-18.5-GC  
付加仕様：地震時管制運転装置 火災時管制運転装置

## 2. 保守内容

この契約で保守とは、機械の調整、定期的な点検、注油、清掃等の予保全措置とする。

### (1) 調整・注油

- ① 油圧ユニット、電動機、シリンダー、調速機
- ② 各種ワイヤーロープ及びリミットスイッチ、レール、ウェート
- ③ 各階扉装置 ドアロックスイッチ、インジゲータ、押ボタン
- ④ 扉開閉装置 ガイドシュー、ランディングスイッチ、ロック外し装置、非常止め、セフティシュー、かご内操作盤等、かご関係可動各部

### (2) 消耗部品

- ① 油脂類（作動油は不含）
- ② ウェス
- ③ ランプ類（蛍光灯を除く）
- ④ リード線
- ⑤ カーボン刷子
- ⑥ ヒューズ類
- ⑦ コンタクト類

## 3. 保守方法

### (1) 定期保守

契約期間中、毎月2回 定期的に巡回して保守点検を行う。

### (2) 緊急保守

定期保守とは別に、要請によりその都度技術職員を派遣し、緊急保守を行う。

## 4. 点検表の提出

保守点検を行ったときは、直ちに点検表を作成・提出し、確認を受けるものとする。

## 5. 除外項目 建築基準法による定期検査料

# 照明灯具電動昇降装置保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.9

## 1. 注意事項

a. 点検の際は必ずランプ電源を切って下さい。

b. 昇降装置の操作について

ロビー部は操作セレクトスイッチがアリーナ部と異なり 下降←→停止←→上昇となっていますのでこれに従ってください。

## 2. 点検項目

- ①昇降動作                      ロック解除、下降、上昇、ロックの確認をしてください。
- ②かん合棒                      かん合棒にグリースが着いていることを確認してください。グリースが乾いているときは、一度よく拭き取ってから新しいグリースを薄く塗ってください。
- ③ワイヤーロープ              素線が切れていないことを確認してください。(確認の方法は軍手でワイヤーロープを軽くつかみ上下に動かし軍手に引っ掛からないこと) 点検は地上から約1m前後行えば充分です。  
(1mで3本以上素線が切れていたら交換要)
- ④接点
  - ・接点が汚れていないかどうか否か。更に接点復活剤(例えばCRC5-56等)をスプレーする。この際汚れている場合は乾いた布でよく拭き取ってから行ってください。
  - ・接点の磁器が割れているか否か。
  - ・接点を止めているビスがゆるんでいるか否か。

(上記点検を行っても接点の黒化が著しかったり、接点溶着に至る様なスパーク跡が見られる様な場合は交換要)

## 3. 保守点検回数

年1回

# 建築物定期調査・定期検査業務仕様書

別紙仕様書No.10

特定建築物定期調査・定期検査業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

## 1. 対象場所

施設名：半田空の科学館・半田市体育館

所在地：半田市桐ヶ丘四丁目210番地

敷地面積：6,216.54㎡

建築面積：3,634.70㎡

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上2階塔屋1階建

## 2. 業務内容

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく施設の調査・検査及び定期報告書の作成・提出

## 3. 実施方法

- ・資格者（専門技術を有する者）による調査・検査を実施
- ・資格者は報告書を作成し、報告時期の期間内に愛知県へ提出

## 4. 調査項目

- ・敷地及び地盤調査
- ・建築物の外部調査
- ・屋上及び屋根の調査
- ・建築物の内部調査
- ・避難施設等の調査
- ・その他

## 5. 回数及び実施月

- ・定期調査（建築物）  
3年に1度
- ・定期検査（建築物に設けられた建築設備等）  
1年に1度

## 6. 定期調査・定期検査実施者

一級建築士、二級建築士又は国土交通大臣が定める資格者

# 舞台機構保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.1 1

1) 業務の内容 電動、手動吊り物昇降装置、迫り上げ機構、その他開閉装置等の定期  
検査及び保守点検業務

2) 業務実施回数 年6回以上

3) 点検基準表

減速機	ウォームの摩耗状態 ギヤケースの損傷箇所の有無 油漏れの有無 給油の状態 作動異音の状態
電動機	電圧の状態 絶縁状態 温度上昇状態 回転異音状態 取付部の状態
減速歯車関係	損傷箇所の有無 かみ合状態 摩耗状態 給油の状態 軸との結合部の異常の有無
チェーン及びホイール間係	損傷箇所の有無 摩耗状態 偏芯の有無 チェーンの伸び チェーンの継ぎ目部の異常の有無
Vベルト及びプーリー	損傷箇所の有無 偏芯の有無

	ベルトの滑り及び張り状態
ブレーキ	作動状態 マグネット部の状態 ブレーキシューライニングの状態 ドラム、ボディー等の損傷の有無
機械台枠	構造材の損傷の有無 変形（歪み）の状態 機器の取付状態 接合部の亀裂発生の有無 錆、腐食の発生状態 建て屋との取り合異常の有無 基礎部の異常の有無
ラック、ピン、スクリーューギヤー	損傷箇所の有無 かみ合い状態 極部摩耗の有無 芯円度保持状態 回転・振れの状態 給油状態
シャフト	損傷箇所の有無 歪み発生状態 キーの損傷ゆるみ状態 結合部の異常の有無
軸受け	軸受けケースの損傷の有無 軸受け部の摩耗度合い オイルシール等の精度の有無 作動異音の発生有無 給油状態
縄ぎ手	結合部の異常の有無 継手の損傷の有無

	締め付けボルト類のゆるみの有無
車輪	損傷箇所の有無 接触面の摩耗状態 軸部の給油状態 ゴム、樹資材の老化、剥離発生の有無
ガイドレール	レベル、ゲージ状態 損傷箇所の発生の有無 継目の異常状態 疲労発生の有無 取り付け部，締め付け部状態 給油状態
ガイドシユー	損傷摩耗の発生の有無 レールとの隙間状態 取り付け部異常の状態
ワイヤーロープ	素線の断線発生の有無 摩耗状態 錆発生の有無 保油の状態 適度の伸び発生の有無 ロープ外れ状態の有無 結束末端部の状態 ロープの張り過ぎの状態
マニラロープ	素線切れ発生の有無 摩耗発生疲労の状態 適度の伸び発生の有無 ロープ外れ状態の有無 結束末端部の状態 ロープの張り過ぎの状態
メインシブ、ドラム	破損箇所の有無 溝部異常摩耗の有無

	回転折れの有無 軸部異常の有無 結束末端部の状態 巻きつけ状態(角度)
ロープロック	作動状態 破損箇所の有無 取付部の状態
滑車類	破損箇所の有無 構部異常摩耗の有無 回転振れの有無 軸部と軸受けブラケットの状態 ロープの外れの有無 支持枠間係の取付状態 給油状態
吊物用バトン	鉄管の損傷の有無 継ぎ目の異常の有無 端部の保護状態 荷重の分布状態 吊り点状態
ウエート枠	損傷、歪みの有無 ガイドシュー部の摩耗状態 吊りボルトの締め付け状態 ウエートの積み重ね状態 ウエート押さえの使用状態
ウエートレール	損傷、歪みの有無 レール面の状態 継ぎ目の状態 取り合部の状態 締め付けボルト、アンカーボルトの状態 給油状態

鉄骨フレーム類	構造材の損傷の有無 構造体の歪み発生の有無 溶接部分の亀裂損傷の有無 錆、腐食の異常発生の有無 接合部ゆるみ発生の有無
操作盤	接点の状態 絶縁状態 端子部ゆるみ状態 ランプの球切れの有無
制御盤	N F B（ブレーカー）の状態 接点の摩耗状態 接触子バネ焼損の状態 補助接点、電磁継電気の状態 消弧室やバリヤ面にカーボン付着の有無 接触部鉄心面の状態 接統電線と端子部の状態 作動及び電流の開閉の状態
各種スイッチ類	損傷箇所の有無 絶縁状態 ワイプ代の状態 設定壱位置の状態 取り付け部ゆるみの有無
電線管	損傷箇所、腐食部の有無 絶縁状態 電圧降下の発生の有無 アース状態

# ホール舞台照明設備保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.1 2

## 点検項目（年1回）

### 1. 総合動作チェック

- 1 各フェーダーの動作チェック
- 2 各押釦スイッチの動作チェック及び表示灯の動作チェック
- 3 フェーダーと調光ユニット及び負荷接続しての動作チェック

### 2. 各種フェーダー用電流増幅基板の動作チェック

- 1 電流増幅基板の動作特性チェック
- 2 基板間の動作チェック

### 3. 調光ユニットの特性調整

- 1 調光出力特性
- 2 定電圧特性
- 3 負荷補償特性

以上を、調光ユニット特性にてらしあわせて調整を行う。

### 4. 直流電源動作チェック

- 1 直流電源の出力電源チェック
- 2 直流電源の定電圧特性チェック

以上を、直流電源の基本特性にてらしあわせて調整を行う。

### 5. 負荷回路の絶縁試験

- 1 全負荷回路500V絶縁計にて絶縁チェックを行い、絶縁不良回路に対しては速やかに修理を行う。

### 6. 配電盤及び操作卓類の清掃

### 7. 各接続端子部分の締め付け箇所のチェック

- 1 締め付けが不良の箇所に対しては、速やかに締め付ける。

### 8. 各種コンセント類の点検

- 1 コンセントの差し込み部分が破損及び露出しているものに対しては、速やかに交換修理を行う。

## 報告書の提出

点検項目に対して、各試験成績及び修理箇所等を書類にて報告するものとする。

## 実施条件

貴会館の業務に支障のないように事前協議を行い、期日を厳守するものとする。

適正なる技術員を派遣し、期日内に作業が完了するようにする。

## 交換部品の有償・無償条件

- 1 完全に使用者による破損または不良となった部品に対しては、有償扱いとする。
- 2 電気的な故障においては、内部部品に対して無償扱いとする。
- 3 表示灯及び押釦スイッチのパイロットランプは消耗品扱いとし、有償とする。

# プラネタリウム機器定期保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.13

## 1. 定期点検

本契約有効期間中に「点検作業明細」の定期点検回数欄に規定された回数の定期点検を行うものとし、その内容は、定期点検作業内容の欄に記載された作業及びその作業により発見された故障の修理とする。

## 2. 定期点検の期日

定期点検は、発注者（以下「甲」という）と受注者（以下「乙」という）が協議した期日に行うものとする。

## 3. 定期点検の費用負担

定期点検に要する費用は、乙の負担とする。ただし、以下の各号に該当する費用は甲の負担とする。

- (1) 機器一式の交換部品
- (2) ランプ等の交換部品
- (3) 定期点検に要する電気代金及び水道料金

## 4. 不定期の点検・修理及び調整

定期点検以外に本件装置の点検・修理または調整が必要となった場合、乙は、甲の要請に従って技術員を派遣し、点検・修理または調整を行うものとする。

## 5. 不定期の点検・修理及び調整費用負担

甲の負担とする。

ただし、定期点検後15日以内に乙の責に帰すると認められる故障が発生した場合は、乙の負担とする。

## プラネタリウム点検作業明細

点検対象装置	定期点検回数	定期点検作業内容
MS-18型本機及び補助 投映機一式 (全天周デジタル投映システムを含む)	4回/年	投映像点検調整 点滅調光 投映レンズの清掃 各運動部の作動点検調整 各駆動機構部の注油
コントローラーコンソール (自動演出装置)	2回/年	スイッチ群の点検調整 計器群の点検調整
音響システム	2回/年	スイッチ群の点検調整 計器群の点検調整
昇 降 開 閉 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">                         &gt; 装置                     </div>	2回/年	各運動部の作動点検調整 各駆動機構部の注油

# 展示物保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.14

1. ケース及び壁面関係
  - (イ) 固定状況、き損及びゆるみの点検調整
  - (ロ) 解説パネル、塗装のはがれ等の補修
2. 電気関係
  - (イ) スイッチ及びボタンの作動状況を点検調整
  - (ロ) 配線状況の点検
  - (ハ) 電気部品（蛍光灯、電球、リレー等）の点検及び交換
3. 機構関係
  - (イ) ギア、ベアリング等駆動部の磨耗状況の点検
  - (ロ) ベルトのゆるみ等の点検調整
  - (ハ) 注油
4. ソフト関係
  - (イ) パソコンソフト及び映像ソフトの作動状況点検調整
5. その他
  - (イ) 部品の取り替え
  - (ロ) 研磨・清拭等

以上について年2回実施

## 展示物保守点検品目

### (1階)

1. ころころスペースツアー
2. たつまき
3. 大気の流れ、海流と海
4. ウォータライト
5. ウォータマジック
6. プレートテクトニクス
7. 太陽光発電
8. クリーンエネルギー
9. 環境アスレチック
10. 地球の環境
11. アナモルフォシス
12. ウェゲナー大陸移動パズル
13. 地球46億年の歴史

### (2階)

14. 宇宙への旅立ち
15. 四季の星座・南天の空
16. 惑星ジャンプ
17. ジャイロスコープ
18. 反重力の部屋
19. 光の迷路
20. スペクトル
21. レインボーハープ
22. 一等星に挑戦
23. 静電ボール
24. 広大な宇宙
25. 宇宙の果てへ
26. ブラックホール
27. パソコンコーナー・映像コーナー
28. 星座をさがしてみよう（現在1階に設置）
29. 三球儀
30. 月のパネル
31. 北斗七星

# 移動式ドーム開閉装置保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.15

1. 本機関係
  - (イ) 固定状況、き損及びゆるみの点検調整
2. 電気関係
  - (イ) スイッチ及びボタンの作動状況を点検調整
  - (ロ) 配線状況の点検
  - (ハ) 電気部品の点検
  - (ニ) 絶縁
3. 機構関係
  - (イ) 磨耗状況の点検
  - (ロ) ゆるみの点検調整
  - (ハ) 注油
4. その他
  - (イ) 部品の取り替え
  - (ロ) 研磨・清拭

以上について年2回実施

## <移動式ドーム保守点検品名>

1. マシン及びモーター
2. 減速機及びブレーキ
3. 駆動チェーン
4. スプロケット関係
5. チェーンホイール関係
6. 主ワイヤーロープ
7. 滑車
8. 走行車輪
9. サイドローラ
10. Vベルト
11. 押しボタン装置
12. 制御盤
13. 各所リミットスイッチ
14. 光電管装置
15. モーター回路
16. 操作回路

# 大型天体望遠鏡保守点檢業務仕様書

別紙仕様書No.16

## 1. 機種・台数

40cm天体望遠鏡 1台

## 2. 作業内容

鏡筒部	鏡面清掃、光軸点檢調整
架台部	点檢調整 注油
光学系	分解清掃 組立
電気系	点檢
附属品	点檢調整

## 3. 点檢回数

年1回

# 小型望遠鏡保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.17

## 1. 機種・台数

EM200 Temma2Z 赤道儀	4台
TSA-120屈折鏡筒	2台
FC-100屈折鏡筒	3台
MT-160反射鏡筒	2台
FC-50/P-2	1台
FC-50/スペースボーイ	1台
μ-180鏡筒	1台

(計 14台)

## 2. 作業内容

鏡筒部	レンズ・鏡の清掃、光軸点検調整
架台部	清掃、注油、点検 調整
附属品	清掃、点検 調整

## 3. 点検回数

年1回

# ピアノ保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.18

## 1. 委託内容

下記個所のピアノについて、調整（点検項目のとおり）、整音、調律、全体清掃を行う。

### 1) 半田空の科学館

グランドピアノ	ヤマハC7F	1台
---------	--------	----

## 2. 点検項目

- 1) 鍵盤調整（深さ及び高さの調整を含む。）
- 2) 打弦距離調整、弦合わせ及びウィッペン合わせ
- 3) ジャックの調整及びハンマー接近量の調整
- 4) ハンマードロップ量の調整及びパックチェックの調整
- 5) レペティションスプリングの調整、ダンパー調整及びペダルの調整

※部品の交換を要する修理は含まれない。

## 3. 点検回数

年1回

# 電動式防球ネット保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.19

## 1. 点検内容

- 1) 回転部の油切れや損傷
- 2) 滑車・滑走車の損傷
- 3) 溶接部の損傷
- 4) ボルトの緩みや損傷
- 5) ネットの損傷
- 6) ワイヤーの損傷
- 7) モーター

## 2. 点検回数

年1回

# 排煙・高窓開閉装置保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.20

## 1. 外観点検

### 1) 開閉装置

- ① 開閉窓の室内側、室外側に開閉操作を妨げる障害物がないかどうか確認する。  
(荷物、衝立、カーテン、ブラインド、看板等)
- ② 塗装、異物の付着等により開閉難となっていないかどうか確認する。
- ③ チェーンケース、滑車の脱落、損傷、変形がないことを確認する。
- ④ 各窓の取付ビス、セットビス等の緩み、脱落等の確認及び、増締め、補充等の実施。
- ⑤ チェーン等の洗滌、注油等の実施。

## 2. 機能点検

### 1) 操作系統

- ① 操作力としてはハンドルに手をかけて手動で閉鎖保持状態から開放までに6kg以下の力で片手で簡単に操作できるかどうかを確認すること。
- ② 鎖状態から全開放までの作動が適正で円滑であることを確認すること。
- ③ ハンドルカバーの表示方向と一致するか確認すること。
- ④ ハンドルボックス部のグリスUPを実施。

### 2) 伝達系統

- ① 操作力をメインパイプの長さやR曲げ箇所による摩擦等で異常に大きくなることなくハンドルボックス操作力で6kg以下であることを確認する。
- ② 操作力を伝達するメインケーブル及びワイヤーロープが過負荷等によるピッチズレ、破断等がないか確認する。
- ③ 部品の脱落ビスの緩み等がないか確認し、増締め、補充等を実施する。

### 3) 開閉系統

- ① ハンドルボックスを作動させ、窓の開閉作動が円滑であるかどうか確認する。
- ② ハンドル操作において、窓が容易に所定の開口角度まで開くかどうかを確認する。
- ③ 窓閉鎖時、閉じのこしがなく全閉することを確認する。

## 3. 点検回数

年2回

# バスケットゴール保守点検業務仕様書

別紙仕様書No.2 1

## 1. 契約対象

移動式バスケットゴール（4台）

## 2. 保守点検項目

利用者が安全に使用できるように下記の個所を点検・調整・注油等を行う。

- (1)アーム部（バックボード、ゴールリング、ネット、正式・ミニ切り替え部、中間接合部、後部接合部）
- (2)前部支柱、（支柱本体、シリンダーハンガー、上部・下部ベアリング、回転軸金具接合部）
- (3)後部支柱（支柱本体、上部・下部ベアリング、回転軸金具接合部）
- (4)メインシリンダー（シリンダー本体、クレビスピン、ロッド先端金物、下部スプロケット、下部駆動チェーン、下部回転軸部分、リミットスイッチ、送りねじ部分）
- (5)補助シリンダー（シリンダー本体、支柱内管接合部、下部取り付けボルト部、リミットスイッチ、送りねじ部分）
- (6)電気系統（電源コード、電源コネクター、動作時の最低電圧値、動作時の最大電流値、操作スイッチ、制御回路）
- (7)土台本体（シリンダーハンガー、前部・後部キャスター、アウトリガーセーフティパッド、本体カバー）

## 3. 点検回数

年1回

# 体育施設年間行事調整業務仕様書

別紙仕様書No.22

## 1. 業務内容

- ①年間行事の調整案内に関する業務
- ②年間行事の調整に関する業務
- ③年間行事の結果確認に関する業務
- ④調整後の変更（追加・変更・キャンセル等）に関する業務

## 2. 対象期間（年2回）

- ①4月分から6月分
- ②7月分から3月分

## 3. 対象団体、大会等（調整優先順位）

1. 半田市、半田市教育委員会（スポーツ課にて調整）
2. 愛知県、愛知県教育委員会が主催する事業、国体関連事業
3. 半田市スポーツ協会加盟団体が主催する事業
  - 3-1. 半田市スポーツ大会（半田祭）
  - 3-2. 半田市民スポーツ大会
  - 3-3. 半田市スポーツ協会加盟団体が主催するその他の大会
4. 地域スポーツクラブが主催する事業
5. 愛知県スポーツ協会加盟団体主催する県規模の大会
6. 愛知県高体連等が主催する県規模の大会
7. 尾張部、知多地区等各ブロック単位で開催される大会
8. その他、一般の大会等